

1. 件 名：四国電力株式会社による核燃料輸送物設計変更承認申請（MSF—24P型及びMSF—32P型）に係るヒアリング（3）
2. 日 時：令和4年1月20日（木）16時55分～18時15分
3. 場 所：原子力規制庁 8階会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※はTV会議システムによる出席）：
 - 原子力規制庁 原子力規制部 核燃料施設審査部門
 - 石井企画調査官、東管理官補佐、甫出主任安全審査官、山後安全審査官、真下係員
 - 四国電力株式会社
 - 原子力本部 原子力部 輸送・貯蔵グループリーダー 他4名※
 - 三菱重工業株式会社
 - 原子力セグメント 機器設計部 プラント機器設計課
 - 主席技師 他1名※
5. 自動文字起こし結果：別紙のとおり
 - ※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。
6. その他：
 - 【事業者からの配布資料】
 - 資料1 MSF—24P型／MSF—32P型核燃料輸送物設計変更承認申請に係る指摘事項への回答について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。
0:00:01	規制庁の真下です。これから四国電力の燃料輸送物、設置変更承認申請に係る面談を開始します。
0:00:10	まず不開示情報の発令に注意をしてください。不開示情報を発電してしまった場合にはその場でその旨を指摘してください。
0:00:18	次に発言の前に、氏名等所属を述べてから発言を開始してください。
0:00:24	また、使用しない場合は、U E Xのマイクの機能をオフにしておいてください。
0:00:31	それではですけれども面談を開始します。
0:00:35	資料を基に四国電力の方から説明をお願いします。
0:00:40	規制庁の石井ですけれども資料の準備ありがとうございました。簡単でいいので、時間かけずをお願いします。
0:00:48	四国電力の宮崎でございます。本日はよろしくお願いたします資料に基づきまして簡単にですね、ご説明させていただきます。本件につきましては、
0:00:59	先般のですね審査会合における指摘事項の回答ということで、資料の方作ってございます。右下の2ページ目のところでございます。
0:01:11	指摘事項につきましてはですねバスケットに使用するアルミニウム合金を含め、移送物の各構成部材について経年変化の考慮の必要性について体系的に整理し説明することと。
0:01:23	いうご指摘と受け取ってございます。弊社の回答といたしましては記載の通りでございますが、
0:01:30	御所原案の通りでございます。輸送貯蔵兼用キャスクとして想定される使用状況を踏まえて、経年変化の考慮必要性について、以下の考えで評価すると。
0:01:43	なお評価結果は、輸送物の各構成部材の温度放射能強度がより、厳しいM N F 24 P型輸送容器を代表としてお示ししてございます。
0:01:53	条件としましては貯蔵時の条件ですけれども、貯蔵及び輸送に供する部材については、長期間、貯蔵高長期間の貯蔵及び輸送、貯蔵後の輸送を1回行うケースと、
0:02:05	大量により短期間、短期間の貯蔵輸送を複数回最大10回行う係争が想定されるため、両方を包絡するよう、貯蔵時における最高温度放射能強度が、
0:02:18	試用期間、60年間減衰せずに継続するものとして評価してございます。

0:02:23	装置につきましては、輸送のみに供する部材については、
0:02:27	輸送時はですね、建屋内戦争内での使用が大半であること、輸送時以外 は上で保管することからですね、温度は、太陽熱放射を考慮しない場合 の最高温度を用いまして、
0:02:37	評価しております。
0:02:39	放射能強度につきましては輸送時における最高の放射能強度を用いてお ります。使用予定期間 60 年における、井藤期間減衰にそれらがですね 継続するものとして評価しております。
0:02:53	ここで言います輸送、期間といいますのは、輸送のみに供する部材は、 複数容器で共用するため、使用、
0:03:01	回数を 30 回とし、1 回の輸送当たりには要する日数を 60 人として評価し ております。評価結果をですね、表。
0:03:09	形式に熱的劣化の。
0:03:12	ものについて記載しております。
0:03:15	この中でですね一番左が構成部材、右側で評価温度ということではよう ど自走時ということを書いておりまして、よりですね保守的になる方に 黒枠で記載しております。一番右にですね、欠席。
0:03:30	劣化の考慮必要性について表についての評価を記載しております。
0:03:35	部材につきましてはですね、簡単にご説明していきますと、燃料被覆管 のジルカロイにつきましてはですね、
0:03:44	組織変化クリープによる変化、庁舎強化の回復による強度低下水素再配 向による機械的特性の劣化を考慮必要ない温度ということで、熱的、
0:03:55	劣化を考慮必要はないというふうにしてございます。
0:03:58	同一次蓋等に使われる端側につきましては、評価上も必要ない。
0:04:04	わかりました。表の通りですね。すいませんちょっとはい。もう少し簡 単に言いますと、当間表の通りですねジルカロイ炭素小森ニッケルモリ ブデン校につきましては、
0:04:18	とですね練って提供する熱的劣化を考慮する必要ない温度域で使うとい うことではございます。次のページでございます。
0:04:28	アルミニウムバスケットにつきましてはですね熱的劣化を考慮必要があ るということで評価の方をすることとしてございます。トラニオン。
0:04:38	で、使う隻数降下系ステンレス工とか、下部単版のステンレス高につ きましては、熱的劣化を考慮必要ない温度領域で使います。
0:04:48	レジンにつきましてはですねこちらですね高温環境下では、含有する 水分が放出される。

0:04:55	ということがありますのでこちらは考慮する必要があるということとしてございます。金属ガasketにつきましても、コウオンカではですねリラクゼーションが起きますので、考慮するということにさせていただきます。伝熱品。
0:05:08	の動につきましてもこちらも一定考慮する必要ない温度域で使うということです。木材についても同様でございます。
0:05:17	次のページ、右下4ページですけれども、熱以外のですね、熱的劣化以外のその他の経年変化につきまして、放射線照射による劣化化学的劣化疲労による劣化。
0:05:29	につきましてもですね、結論といたしましては、劣化を考慮必要、する必要はないというふうにさせていただきます。
0:05:37	また最後にですね今後の補正手続きにおいて、上記検討結果下ろし of に反映するとともに、炉庄子について、規則第3条3項中第11条第2項等ですね。
0:05:48	B M型輸送容器及び核分裂性輸送物に係る各傷基準を定める条文適合性について、経年変化の考慮に関する説明を明確化していきたいと考えてございます。簡単ですが、資料の説明は以上でございます。
0:06:03	規制庁石井ですありがとうございます。規制庁側から少し確認とコメントさせていただきます。
0:06:11	これその他じゃ、はい。
0:06:13	すいません規制庁ホデでございます。
0:06:16	まず、輸送時の温度で、理由書いてありますけれども、最後、要は輸送容器の最高使用温度っておかしいですけれども。
0:06:29	それは、
0:06:31	すでに初回の申請でも、記載されてる通り 38°Cで耐熱があるということなんで、そこはやはりその条件で、
0:06:42	こういう運営をするっていうことは、みずからが、例えばコールのついた車両で運ぶとか、船の中の、要は熱解析、追加でやるとか、そういうことで示していただかないと、この理屈は通らなくなってきますので、
0:06:56	少なくともこの運動は、38°Cで耐熱ありの条件で、全部修正願いたいと考えます。
0:07:06	まず、大きいところまず1点です。
0:07:10	これはいかがですか規制中心です。
0:07:16	すいません四国電力の宮崎でございます衛藤ホデさんの方のご意見の方が実際に輸送時の最高ですね温度を使用した方が良いという、

0:07:28	コメントととらえてございます。まず、弊社の考え方といたしましてはですね、記載しております通り太陽光をですね照射を受ける期間というのは非常に構内輸送で3号、
0:07:42	まさに郷3号から乾式に行く期間、ほとんどが数時間程度それで、乾式から、湊に持っていく期間に太陽光ありますこれも、そんなに長くない数時間程度で、
0:07:54	六ヶ所側でですね陸送する時間もですね1日もかからない、日の出から日没まで運びますのでトータルでも1日程度かという想定でですね、現実的な。
0:08:05	状態と、今回の移送状態をですね経年劣化のところで、使用状況を踏まえということがありますのでこの趣旨で書かしていただいたものでございます。
0:08:17	一方では、申し訳ありませんけど規制庁のサンゴです。その使用状況を踏まえての考え方がちょっと違いますので、きちんと規則に沿った評価をお願いします。
0:08:27	以上です。
0:08:30	所長よろしいですか。ご指摘の意向は、井戸はわかりますか。
0:08:34	すいませんちょっと申し訳ございません。具、具体的に申しますとどのような四国電力宮崎ですけれども、はい。
0:08:44	ちょっと十分理解ができませんでしたすいません。
0:08:48	使用状況を踏まえてというのは、規則適合の条件で使用期間を考慮してという意味であって、実際の郵送の条件がどうかというのは関係ありません。
0:08:58	もし実際の輸送の条件が、日光が当たらないというのであれば、特記事項に、この輸送物は日光が当たらない条件でしか箱がないというふうにして、毎回その確認を受けないと輸送ができませんけど、それでもよろしいんですか。
0:09:15	すいません四国電力宮崎でございます。ありがとうございます。
0:09:20	少し誤解といいますか私の理解が及ばないところありましてその説明が、はい。ちょっと間違っていたのかもしれない。今のご趣旨を踏まえますとですね、一番初めにホデさんの方からコメントいただいた温度と、
0:09:33	というのが良いのかと思いますのでその方針でですねの検討の方、さしていただきたいと思います。規制庁石井ですけど

0:09:44	いただいた2ページ目のところで温度は太陽光車率を考慮しない場合の最高温度を用いってというふうにおっしゃってる人は、
0:09:53	1日にしかないように当たるのが、
0:09:56	現実的には1日しか当たらないからこういうふうな書き方をしたっていうことですか。
0:10:03	四国電力宮崎でございますご理解の通りで、実際のですねジツウ運用と運用といいますか、実際の物の流れをですね、と考えますその程度かということで現実的には日陰でいる時間体の方が、
0:10:18	とても多いということでこのような考え方で記載したものでございます。規制庁石井ですけど、今さんが言った通りで、私たちの申請書を確認したところによると、ちゃんとした
0:10:32	法令が説明した38度を考慮しとかっていう部分で、そちらでもちゃんと評価結果の中で、その温度を使ってると思うんですけど、通常であればちゃんと申請書に書かれてる温度を書くべきかなと思うものの、
0:10:46	なぜそこを書かないで、違うのが来たっていうところが、
0:10:51	だからそちらが理解してるのか理解してないのかがよくわからないところなんですけど、いかがでしょうか。
0:10:57	四国電力沢です。こちらのですね対応購入者なしの温度もですね並べて、申請書の方には結果として記載しておりますので、基本的にこの、こちらで書かせていただいている数値っていうのも、
0:11:10	申請書上、記載している数値でござ規制庁イシイですけどじゃあなんで非保守側をこちらに見せようとする意図は何ですか。
0:11:23	四国電力柏です。特にですね、どうしようというわけじゃなくて先ほどからさせてる通り、こちらは現実的というか時間が長いんで、
0:11:34	こちらがいいのかなということで書いてまして、ちょっと私たちの認識が不足したとこありまして、使用状況のところに取りそう状態っていうことを少し含めて、
0:11:45	考えておりましたので、そこは直させていただきますので。はい。
0:11:50	対応者を考慮した値ということで書かさせていただきたいと思ってございます。院長の石井です。よろしく申し上げます。お父さん、いっぱい。
0:11:59	次ですけども、ジルカロイなんですけども。
0:12:05	これ、275だけじゃないですね。条件は、周方向力との合わせ技などでその旨をしっかり書いてください。
0:12:15	規制庁石井です。理解はいかがですか。

0:12:21	四国電力側ですかしこまりましたのお焼香力を押さえる課長どうぞ。例えば、これであれば貯蔵Gの方が勝ちますよね。
0:12:31	手法力も貯蔵場の方が勝つんですねこれね。
0:12:34	温度高いからということでもいいですね。
0:12:40	色電力様ですはいの。
0:12:44	ちょっとごめんなさい。資料6についても伝えてください。
0:12:49	次にいろいろないわゆる構造部材のところなんですけども。
0:12:55	要は二つ書かないといけないと思うんですよ。もともとそちらの方からご説明があったようは規格等で示されてる温度の範囲に、例えば端側であればマイナス20度から350度とかね。
0:13:11	ステンレス工であれば、マイナス数20度から425度だったと思うんですけども、その温度と、要は、ここで多分、この30とか2030と書かれてるのは、
0:13:25	クリープの影響が出て、出てくるだろう。例えば、融点の三分の1週間に云々1ぐらいの温度をこれ書かれててそのうちの厳しい方書かれてるんだと思うんですけども。
0:13:37	今の表、この表現で書いてる組織変換クリープを考えると、300度ということであれば、今の申請書で書いてあることとまた違うことになってしまうんですね。
0:13:48	ですから、四国電力さんとしては、要はその規格の材料の範囲にももちろんあるっていうことを確認した上で、クリープのところも確認して問題ないというふうな書き方ですべて見直していただきたいと思います。
0:14:04	ご理解いただけますか。
0:14:08	少し各電力会社です。趣旨は理解してるんですけど、すいません。今年度ももとの趣旨は、
0:14:18	何とかそこまで細かく書いた上で、細かい話じゃないんじゃないですかそんな考え方だけですよ。
0:14:26	いや、ちゃうちゃう。考え方として明確にあるんだったら差し替えてくれっちゃうことです。もう。
0:14:33	いや出しを示してるわけじゃなくて、商品じゃなくて××話じゃないですかそんなのを、
0:14:39	企画部だからすぐわかる話だし、
0:14:42	融点に対してなんぼの1っていう話であればそれはすぐ書けるはずですよ。すいません。声を上げられるわけじゃないと思うんですけど、いやまさに議会いただかないから上げてるんですよ。

0:14:53	いや、すみません理解してるわけじゃなくて、いや、すみません。いろいろと書き方があったんですけど、最低限というわけじゃないですけど、うちとしては、私踏まえて、この問題だから、
0:15:04	大丈夫だろうということで三つの条件だけを書かさせているところがあるんですけど、おっしゃる趣旨は理解します。それは書けると思います。増井赤池ください。よろしくお願いします。
0:15:17	あと、バスケットのところも、すみません細かい話ですけれども、
0:15:24	応力が1、1MP a以下っていうのはこれ貯蔵中の、設置した時の応力ですよね。要は長期に連続してかかって能力がこうだからっていうことで、クリープに繋がるわけだからす。それぐらいの説明は達してください。すみませんお願いします。
0:15:41	規制庁自主的な意図は理解しましたかを、
0:15:46	四国電力ソガワでございます先ほど指摘は市村パースPR能力というのが貯蔵G、
0:15:54	の、考慮すべき応力がそれ1課なので緒増中の影響としてそういったクリープが生じないということが明確にわかるように記載すべきという趣旨と理解しますとすね。
0:16:07	お願いします。
0:16:09	あとは、
0:16:14	と、
0:16:15	これは一緒だな。
0:16:20	考慮しない。
0:16:22	すみません、ガスケットのところなんですけども、上の黒字のところはその通りだと考えてますんで。
0:16:31	赤字のところっていうのは、貯蔵時の温度が60年間継続する際に、生活する密封性能を考慮した上で、
0:16:41	そこで保障できる漏えい率に基づき、
0:16:47	別に、
0:16:48	基準値を設定してどうだっていうことよりも、そこでいろんな、いろんなステップがあると思うんですけども、そこで保障される漏えい率に基づいて、水の浸入を考えたっていう方が、
0:17:00	ここでいう説明は適切じゃないかなとちょっと思うんですけどいかがでしょうか。
0:17:13	四国電力ソガワでございます。はいそういう、そうですね浸水量の考慮にこういった。

0:17:21	60年間の貯蔵時の温度を考慮した。
0:17:25	漏えい率を用いて浸水量を考慮しているということはその通りでございますので、そのような趣旨にちょっと記載をお願いします。改めさせていただきます。よろしいですけど、今のポイントで、今後
0:17:43	炉庄野Gを書くときに、
0:17:49	経年変化の考慮っていうのを既設を、
0:17:52	ローン規則適合に反映させるおつもりなのかっていうのをちゃんと頭に入れていかないと。
0:17:59	ここがうまく書けないかと思ってるんですが、その辺で何かお考えはありますか。
0:18:07	四国電力の曾我です。具体的な記載については現在検討を進めているところでございますけれども、前回等の会合等でもお示しましたようにこちらの11条。
0:18:20	核分裂性輸送部、核分裂性輸送物に、
0:18:23	かかる臨界の条件になると理解しておりますので、そちらに、経年変化を考慮した要素として明記したいと考えております。よろしいですねご理解の通りなんで、そう、それがわかっていることが、
0:18:39	私たちがわかってないのかなっていうふうに思ってるような記載になってるので、
0:18:43	そこを工夫してくださいっていうのがホデのコメントです。
0:18:50	この記載だけから、そこが理解されてないんじゃないかなっていう、私たちの印象なので、
0:18:58	四国電力の蘇武でございます。はい。C。
0:19:03	記載ははい。ちょっともう1回検討させていただきます。そういう意味で規制規制獣医師ですけど中性子照射材のエンジンのところも、
0:19:12	表面とか1メートルの線量当量率の評価でこれを使うわけですよ。
0:19:21	はい、四国電力のソガワですその通りでございますので、前回の会合で書かせていただいた趣旨をちょっとこちらにも反映しまして今、考慮のところまで止まっていますのでそれを、
0:19:34	用いてどういう評価につなげて、どのような基準適合性に確認しているかということまでを、ちょっとCAQのように、工夫したいと思えます。お願いします。
0:19:47	他は川えっとですねもう木材なんですけども、
0:19:53	新山工藤。
0:19:55	程度ですか。

0:19:59	その熱分解んというのも、何回もあるんですけども、これ時間のね、
0:20:09	ファクターが入ってんのかなってというのがちょっとありまして。
0:20:13	要は、試用期間でいうと、緩衝体であれば、1800日になるんですかね。 3、60日の30回ということで、
0:20:23	その範囲で、要は、変わらないという趣旨の何か説明例えば木材が何度程度以上で、何と以上にならないと、この温度で、要は共同、強度が変化するというふうなね、敷地。
0:20:38	別の時、実用炉の方の審査の方でも、の、
0:20:46	ただ、型式型式証明か何かのヒアリングでも何か水井さんそういう説明されてるといふふうにも認識してますので、
0:20:56	何か書き方をちょっと工夫していただきたいと思います。
0:21:01	要は組織が、例えばこれ示差熱とか何とかやって、今度ぐらいで多分なんかカーブが、何か変化があるのではないかとということで書かれてるのではないかなと思うんですけども。
0:21:13	ちょっとそういうことでこの時間であればこの温度、例えば100万、110度とか120度とか130とかちょっとわかりませんが、その温度に対し、それぐらいまでは大丈夫ですよっていふようなことが書けないかなと。
0:21:28	いうことをちょっと思ってます。ですからちょっとその辺いろいろ文献等を調査いただいて何か、何かかけることをちょっとご説明いただければと考えてます。以上です。
0:21:50	規制庁サンゴですけど今、理解できましたか。
0:21:59	イシイですけど、聞こえてますか。
0:22:02	すいません四国電力側ですすいません変動がちょっと遅くなりました。先ほどご質問の趣旨としましては、
0:22:11	こういった温度での閾値に加えて、質問ではなくて、指摘がコメントとかそういう話であって、
0:22:24	熱分解に達する前の温度であっても、
0:22:27	高温で長期間黙祷、木材の性能が低下するという知見が示されていますので、それを経年変化の考慮にきちんと反映してくださいという話です。
0:22:41	四国電力の曾我ですご指摘の趣旨理解しましたはい。ちょっとどのような説明が、
0:22:49	できるかちょっとはい。こちらの方に検討して、
0:22:53	追記させていただきたいと思います。

0:22:56	規制庁イシイですけど情報としては入手できそうですか。
0:23:02	持ってるという理解でいいですか。
0:23:04	はい。四国電力曾我でございます。はい。
0:23:09	先ほど、型式という話もありましたし、ちょっとそういったところで検討したいと思います。吉井です。よろしくお願いします。
0:23:20	わかりますか。はい。いいですか。はい。
0:23:23	すいません。続いてですけども、
0:23:30	例えば、放射線照射による劣化っていうところで、記載のレベルはこれぐらい、
0:23:37	今ご提示いただいたレベルだと思うんですけども、例えば、少なくとも、
0:23:44	金属材料と、デビレジンというか中性子遮へい材と、
0:23:51	被覆管ですね、それぞれ今もうすでにお示しいろいろさしていただいているところを、箇条書きで三つ。
0:24:00	のような形でね、記載いただければと思います。
0:24:04	だから、
0:24:06	当然、その使用予定期間中における中性子照射量は、機械的強度に影響を与えるような金属材については、与えるレベルではないということと、
0:24:19	レジンについては、
0:24:21	質量減損が起こるようなレベルでは、ことはないということと、
0:24:27	皮膚科については、炉内で、
0:24:30	浴びてるレベルに比べたら全然無視、無視し得るレベルですということを、もうすでに示されてるんでそこを簡単に書いていただければと思います。
0:24:39	規制庁吉井ですけど、この前の指摘の時に、そこを出すか出さないかっていう話もあって、今バックと書いてこられたんだと思いますけど、やはり具体を書いてもらったほうがいいかなと思うので、ちょっとこちらのコメントとして少し変わったところあるかもしれない。
0:24:55	対応お願いできますか。
0:24:59	四国電力の宮崎です。はい、了解いたしました書くようにいたします。お願いします。
0:25:07	科学的劣化もねそ、その類なんですね大きなポイントは、銅の内部とか、一次蓋と二次蓋の間にあるものと、
0:25:18	中性遮へい材とか、緩衝体が充填されてる領域と、

0:25:24	要は大気に直接触れる部分。
0:25:27	についてということだと思っんですけども。
0:25:32	何か書き方が、
0:25:35	読んでわかるんですけども。
0:25:37	何かその辺、どうですかね。例えば、道内は不活性雰囲気である。
0:25:45	回ることとか、何とかは妊婦されて、酸素が連続食う。
0:25:53	して供給されない環境にあることとか、
0:25:56	表面、大気に触れる部分はステンレスもしくは舗装を施して、要は、
0:26:04	皮膚色腐食等が起こる恐れがない、設計となっているというふうな旨のことをですねちょっと書いていただければと思います。していただきたいです。ただ今のホデの指摘もこの前私たちが、ここの科学的な疲労もそうですけどガクッと書いてください。
0:26:21	いうふうに言ったら、行ってると思いますけど、審査会合に出して公開2の場で定める上で、
0:26:28	多分こう書かれると。
0:26:30	データ環境下にあるって、何で使うのか。
0:26:33	深津生活雰囲気に行って使用するって何をどのようにですかという質問をしたりしなきゃいけなくなってくるので、
0:26:40	それが具体が書いてあった方が、四国電力さんとしても、ちゃんと。
0:26:46	整理されてるっていうことをアピールできると思うので、そういう観点で、具体を書いてもらえればと思いますが、大丈夫ですか。
0:26:57	四国電力の宮崎です。了解いたしましたもう少しですねわかりやすく、表現するようにですね。代表例といいますか記載を検討したいと思いません。
0:27:07	ぜひさん原島、よろしいですか。はい。私も規制庁石井です。まだほかにもあるんですが私の方から簡単に4ページのところで、
0:27:18	先ほど言ったその照射量の件なんですけど、実際に申請書にはその照射量を見積もった根拠みたいなって今書かれてるんですけど。
0:27:32	はい。
0:27:35	どうぞ。これだけちょっと確認させていくので少々お待ちください。
0:27:44	阿多角栄規制中心で確認時間がかかるのであれば少し後で回答してもらえればいいですそれから、土肥能のところで、200回っていうふうにしてる。
0:27:55	根拠も、もし計算上あるのであれば、ちゃんとして示してもらった方がいいかなと思うんで。

0:28:00	その対応ができるかどうかも含めて、その確認が終わったら答えてもらえればと思います。
0:28:06	よろしいですかね。
0:28:09	はい、わかりました。少々お待ちください。ちょっと今日も時間がないので、関連して、申請書の概要で少し確認しておきたい部分があって、
0:28:19	よろしいですかねそちらは申請書京都にはありますか。
0:28:24	坂根草場ですはい。手元にございます。よろしくお願ひしますちょっと取り扱い方法の点でちょっと教授に確認しておきたいところがあるので、こちらから確認させていただきます。ご回答いただければと思います。
0:28:37	東さんお願ひします。
0:28:39	はい。新城ヒガシ説。
0:28:41	今回は市場で、輸送容器の補修及び核燃料輸送取り扱いの方法。
0:28:49	このもので検討滑空の観点で、入れていただいたところですね。
0:28:54	ちょっと確認したいことをちょっと。
0:28:57	こういうような書き方はいかがですかっていうのをちょっと話をしたいと思います。
0:29:02	四国電力側でございます。申し訳ありませんもうちょっとちょっと声がちっちゃくて聞き取りにくかったもので、
0:29:12	ご質問いただくということは、後、理解しましたので、すいません。
0:29:19	はい、福間須賀音量お願ひいたします。聞こえておりますよろしくお願ひします。それで、は、安保伴さん。
0:29:27	と書いてあるページなんですけども、それとあとは-6というページが書いてあって、ハローワークの流れの中ですね、真ん中あたりに乾式貯蔵施設でちょうど括弧。
0:29:39	貯蔵期間中検査というのが書いてあって、
0:29:42	これが輸送容器ですね
0:29:45	その確認行為とかなんかに関係するのであれば、3ページのAの2.1の(1)と(2)の間に入ると思うんですけども。
0:29:55	ここはこの後の流れと合わせるような形でちょっと書いていただければなど思ってるんですけども。
0:30:01	いかがでしょうか。
0:30:06	四国電力の曾我でございます。はい。理解いたしまして貯蔵受け取り等発送前という

0:30:13	入口出口の色彩しかないので、その期間中にこういったことをやると。具体的な検査の内容は牛後段で説明しておりますので、そっち飛ばすような形では記載を検討いたします。
0:30:27	それと続いてですね、9ページ。
0:30:32	9ページの第2、0.1表の中の圧力測定検査、
0:30:40	この③と④でですね③のコーダ部のまたは、また20た使う、20た開発力は遡上期間中検査の二重た圧力検査記録により確認すると書いてあるのが、
0:30:55	④とダブってると思うんですけども。
0:30:58	この③のこのまた井川いらないんじゃないでしょうか。
0:31:06	四国電力の側ですはいおっしゃる通りかと思えます。はい。ちょっともう一度確認して、不要と判断すれば、ちょっと記載を適正化させたいと思います。よろしいですか。趣旨はあるんですか。
0:31:23	四国電力の佐田でございます。もともと趣旨としましては③までですね記載をもっともっと努めていたのが、やはり貯蔵期間中にこういったものが維持されることをしっかり確認。
0:31:36	観点でまとめるべきだろうということで④をちょっと後から追加した経緯がございましてちょっとその時に、③の記載までちょっと適正化するところちょっと不十分だったのかなと思っております。規制庁石井です。了解しました。ありがとうございます。
0:31:52	はい。続いてですねこの9ページの下注のところでですね、先ほど話、小穴嶋田の貯蔵期間中検査かつ貯蔵機能維持確認検査というのが、
0:32:03	注釈の中にいろいろ書かれてるんですけども。
0:32:09	その後ろの方ですね。
0:32:11	14ページ。
0:32:13	14ページの方では貯蔵期間中件数これ輸送機能時、総機能維持確認検査、
0:32:21	項目は表の形でちょっと整備されてるんですけども。
0:32:25	ちょっと、
0:32:26	構成っていうかですね、体系的にちょっとどうなってるかというのがちょっと、長期の検査の方がこの注釈だけに書かれててよくわかりにくいので、

0:32:36	この 14 ページのこの輸送機能維持検査と同じような形ですね、関係するところを、何か表形式にしていただければありがたいなと思ってるんですけども。
0:32:48	いかがでしょうか。
0:32:52	この注釈は注釈のままで結構なんですけども後ろの方に何かこう整理した表がちょっとあればなと思っているということです。
0:33:02	四国電力曾我でございます承知いたしました貯蔵期間中検査の貯蔵機能維持の観点からする検査でも、関係する検査面、内容については表の形で検査、
0:33:17	内容を整理するという。はい、そうですか。
0:33:25	四国電力の曾我でございますもともと貯蔵機能に係る検査ということで
0:33:32	輸送物の観点で行うものではないものについてちょっと、記載は不要取り案出してもともと入れておりませんでした。一方で、
0:33:42	輸送機能維持確認検査ですとか、こういった発送前検査で貯蔵期間中の記録を読み、貯蔵い。
0:33:52	機能維持確認検査の内容を読みに行くものについて注釈の中で、こういったことを確認したものかということを書かせていただいて、
0:34:03	いるというふうな形で整理しております。承知しました頭ヒガシの指摘に基づいて、安全受ける方向が対応可能であればそれをお願いします。
0:34:18	四国電力側ですはい検討させていただきます。はい。関係するところだけで結構です輸送の方でそのデータを流用するところだけ。
0:34:27	はい。
0:34:29	はい、四国電力澤です。はい、承知いたしました。
0:34:33	あと 11 ページなんですけども。
0:34:35	11 ページの閉店以上で、
0:34:40	貯蔵期間中検査というのが右から 2 番目ぐらいにありますけどもここで貯蔵という想定で今お話したところにも関係してくるんですけど。
0:34:50	これ貯蔵の方でニジュウマルとか丸とか四角とか書いてあるんですけども、この辺って貯蔵施設側でやる。
0:34:57	その検査を輸送の方で活用しますよということだと思んですけどこの辺ってもう、実際こういうことやるっていうことは
0:35:07	調整ができてるといことなんですか。いかがでしょうか。
0:35:14	四国電力の曾我でございます。貯蔵機能維持確認検査の内容につきましてですねまだちょうどが審査で具体的に、こういったことをやるということまではまだ説明はしておりません今後の運用の中で、

0:35:29	説明をしていくことになると考えております。
0:35:33	一方で
0:35:35	審査の貯蔵側の審査におきましては蓋間圧力ですとか表面温度、こちらを定期的に測定するという事は、説明しておりますのでそういったものを使ってええと、
0:35:47	定期的な確認を事業者としてはやっていくということで中間貯蔵施設向けの、
0:35:55	原子力学会におけます標準点検標準等を、
0:36:01	参考にしましてこういったことをやっていくということで、現在整理をしている状況でございます。
0:36:07	はい。
0:36:08	今おっしゃった通り土蔵の事業の方では、規則で記録の対象として、貯蔵容器の表面温度と蓋間圧力二つについては記録をとることと書いてあるんですけども。
0:36:19	それ以外のことについてはこれからということであれば、
0:36:23	その辺のところをですね、そういうことになっているという状況というか何かちょっと書いていただいた方がいいかなと思ってんですけど、帰っていただく必要があるのかなと思ってんですけども要は、
0:36:37	これ決まった話じゃなくてこれから、こういうことで輸送の方として考えてるんですけども、要はこの貯蔵場との、きちんとした、あちらでやるところに対して輸送とのリンクをきちんと結びつけて、
0:36:50	やるという体制をとっていただかないといけない話かと思うので、
0:36:54	今後そういうことで調整して進めていきますとかですね何かそういった趣旨のことを書いていただかないとこれもこれだけだと我々はこれ決まったものだというふうに理解してしまいますし、
0:37:05	ちょっとその辺のステータスがよくわからないので、ちょっとその辺のところをきちんと入れていただければ要はあの、
0:37:13	なんだろう。
0:37:14	貯蔵施設側でやることと、
0:37:17	それがその輸送側のここに書いてあるんですけどもそれ主体実施主体が違うところを、同じレベルが書かれるところがあるのでちょっとそこはきちんと、差別化できるような形で書いていて、おいていただかないといけないのかなと。
0:37:32	いうふうに考えておりますがいかがでしょうか。

0:37:37	四国電力の曾我でございます。はいご趣旨は理解いたしました。一方で今後、こういった形でちょっと説明していくかってところあるんですけれども。
0:37:50	仮に今後貯蔵側の保安規定ですね
0:37:54	運用に関する説明等も今後審査いただくようになるかなと思いますけれども。
0:38:00	そういった中で、
0:38:01	説明が進んでこの通り、
0:38:05	1、
0:38:06	認めていただく場合になった時にも、
0:38:09	変更申請等は、その際には不要という理解でよろしいでしょうか説明のステータス等ということで、そういった状況は変わっていくとは思いますがけれどもそれは現時点での、
0:38:20	内容をこちらに記載させていただくという理解でよろしいのでしょうか。
0:38:28	すいません。規制庁の田子ですけども。
0:38:31	変わる要素があるのを、今ここに書くってということなんですか。まず、
0:38:38	四国電力の宗薫猪狩湯浅というのはですね今後、調整を行う、説明していく予定とかですねそういった、今後こういったことをやるということでもまだ、
0:38:50	貯蔵側の審査で確定したことがないというステータスがですね今後こそ書いた時にまた変わっていく。
0:38:58	これ輸送、ゆ、要はどっちが先かっていう話でもありますよね。
0:39:05	輸送側と施設側といずれかがどっちかが先になってどっちかが後になるわけですので、もし、一つの考え方としては、まずこれでやりますという形で、
0:39:18	進んでいってその後ただ貯蔵の方で、何かしら変化があればそれはそれで変化を反映してまた変更申請をしていただくという、
0:39:27	ことであれば、何もなければ変更申請なしということでこのまま固まっていくという形になるというのは、そんな考えはどうでしょうか。
0:39:37	そう。いや、去年の会社です。
0:39:41	結局ですね
0:39:43	当社の気にしてるのは、何て言うんすか今回どういう規制を書くかっていうこともあるんでしょうけど、ちょっとまだ戸澤。

0:39:51	未確定の部分がありますということを書いた時にですね、最終的に今後、当社の方は貯蔵側で、その運用を、その通りになりましたっていうことになった場合に、
0:40:01	じゃあ実際にSARはそのあとも、この貯蔵が決まってないというふうな規制が残った状態ずっとおくのは、
0:40:10	どうなんでしょうか、正しくなければそこ変更申請なんだろうということ組織して、質問させていただいたんですけど、白沢ですけども、回答としては、規則適合性、規則適合性へ影響があるものであれば、変更は必要ですけども。
0:40:27	規則適合性への影響がない内容の変更、例えば社長名が変わっても変更届とかで終わってますから、そういったもので変更申請っていうのはないと。
0:40:38	そういう考えでいいんじゃないかと思えますけれども。
0:40:42	その趣旨は、つまり、内容に変更はないんだけど記載上はちょっと、未確定のことなんだけどその通りやってるから、もうそれはそのままいいということよろしいですか。
0:40:55	その時にその時をどういうふうになるかっていうのもありますので、今それでいいっていうふうに申し訳ありませんして、町の判断としてっていうふうになると、ちょっと今、私から見えません。
0:41:08	近くに昔ですわかりました。どういう記載なんかちょっと考えていますけど、その上で、実際あると、最終形がどうなるかっていうことを、須藤ができますんで。
0:41:20	そのあとに、規制庁さんに、必要に応じて面談等で確認して、その記載についてどういうふうな続けますかという話だというふうに理解しましたので、
0:41:31	それでよろしいでしょうか。
0:41:34	規制庁サンゴですけども、いずれにせよですね、異議が生じた場合に、行政相談という形で、いろいろ相談を受けるということがありますので、それで問題ないんじゃないでしょうか。
0:41:48	説明されなければ、規制庁さんがよろしければ結構でございます。ありがとうございました。吉井ですけど、基本的にあそこ書かれてることなので、大きく変わって、あと一番は
0:42:02	初動のところの機能とか、ここで書いてある貯蔵期間中検査の影響が発送前検査に影響をおよぼしたりするんであればちゃんと。

0:42:10	やってもらわないといけないと思いますけど、一方で、できるだけ確度の高いものを、
0:42:17	四国電力さんとしても説明し切れるようなものを、ここで書いた上で、
0:42:23	施設側の審査にも臨んでるんだと思うので、そういう観点で、きちんと検討したものを載せてもらえれば、現状ではいいんじゃないかなと思いますがいかがですか。
0:42:37	はい。そういう趣旨で記載してますんで。はい。
0:42:42	理解しております。はい。
0:42:44	規制庁石井です。よろしく申し上げます。
0:42:54	いや、次、どうぞ。
0:42:57	ちょっと次なんですけれども。
0:43:05	計 16 ページなんですけれども。
0:43:07	16 ページでですね、0.6 で、
0:43:11	使用済み燃料の長期健全性に関する状況調査というところで、その下のところですね。
0:43:22	乾式貯蔵施設から輸送物を発送する前に行う輸送物の発送前検査の収納物検査について、要は蓋を開けることなく、検査しますと。
0:43:33	いうことがちょっと書いてあるんですけども、これって、
0:43:38	ここで何かこう、さらっと書くんじゃなくて、
0:43:43	本来そういうことでやるのであれば、7 ページの、
0:43:47	の 5.1 発送前検査、このところに、
0:43:54	そういった趣旨のことを書くべきではないかなと思ってんですけども、要はこれ、発送前検査の通常のやり方と違うやり方をやりますという、ちょっとこれさらっと書かれてるんですけど。
0:44:05	ちょっと前のこの部分に本来書くべきじゃないかなと思ってんですけどいかがでしょうか。
0:44:13	ここにも書いてもいいんですけど、その前に、今の箇所に、発送前検査のところに書くべきではないかと思ってるんですが。
0:44:22	いかがでしょうか。はい。四国電力のそばでございます。次ですねハの 8 ページのですね第
0:44:32	0.1 表。
0:44:34	こちらの発送前検査の表の中でですねそういった記録を使うものは、広くお掛けする。それもわかってるんですけど、これで結構重要なことなので、
0:44:46	本文の中に置くべきじゃないかというそういったことです。

0:44:50	質問の趣旨を理解しましたので7ページの方にも記載、ちょっと表の中で何かごちゃごちゃ書いてありますっていうのだと何かそれって読み落としていうかですね、
0:45:00	大きな変更点ですので、ちょっとそこは、普通の検査と違うやり方をやりますというのを、ちゃんと本文で示しておくべきではないかというふうにちょっと考えたので、
0:45:12	ちょっとそういった趣旨でちょっとご質問させていただいたということなんですけども。
0:45:17	よろしいでしょうか。草場です。すいません。
0:45:20	趣旨ご理解、理解いたしましたので。はい。7ページの方にも記載の、
0:45:24	追記いたします。
0:45:26	あと、主0.6のですねこの状況調査なんですけども、これも実施状況を調査してもらって、知見への蓄積を図りますってことでこういったことをやっていただくってこと。
0:45:39	理解しているんですがここの部分はですね、今申請手続きガイドっていうのはお手元にありますでしょうか。輸送のですね、申請手続きガイド、
0:45:51	ちょっと手元にはないですかね。
0:45:54	衛藤です。ちょっとだけお時間いただければすぐ、はい。出ますので、十分ほどお待ちください。
0:46:11	はい。お待たせいたしました。はい。どうぞ。お願いします。ちょっとページはちょっと違うかもしれない2.3の核燃料輸送物設計承認申請という項目があるんですけども。
0:46:25	4ページぐらいですかね、2.3。
0:46:29	そこ、(1)。
0:46:31	の中ほどなんですけど、先ほどちょっと下ぐらいですかね。
0:46:35	(13) その他特記事項において、貯蔵予定期間における検討が兼用キャスクに係る外運搬規則等に規定する技術上の基準の変更。
0:46:45	への対応や新たな知見。
0:46:47	新たな技術的知見の保安措置への反映の方法を説明することという、
0:46:54	ことを書き変えてくださいというのがあんですけども。
0:46:58	この状況調査というのは、この新たな知見。
0:47:02	というところで、該当するのかなともちょっと。
0:47:06	考えておまして、むしろその特記事項の方に新たな資金を越えて蓄積しますよということを書いていただいて、

0:47:14	それを適宜実行可能であれば保安措置への反映方法等を検討しますとか、そういったもののことをですね、ここの文章をそのものを持っていて
0:47:28	その他特記事項のところで、このガイドに従った内容をですねご説明していただければいいのかなと考えてるんですけども。
0:47:36	ここでやらなければいけないような何か理由があれば、
0:47:41	それはそれでご説明していただければと思うんですけど、いかがでしょうか。
0:47:46	四国電力の曾田でございます。はい我々としても、もちろんこういった中でられた知見というのは反映していくべきと考えておりますので、こちらのページに追記させて、
0:47:58	はい。
0:47:59	今ちょっと特記事項の話をしましたので、続けて特記事項の話をですね。
0:48:04	そっから、今回申請していただいた2章の特記事項にはですね。
0:48:10	近接防止かなりの装着等参事豚の緩衝体の取り扱い、参事及び課長等の取り扱いしか書いてないんですけども。
0:48:20	この申請の前、今の読み上げた前半にあるように、
0:48:24	当該かつ給油に係る全般規則等に規定する技術の基準への変更への対応。
0:48:32	その対応をどういうふうにしますというところをですね記載していただく、ご説明していただく必要があるので、
0:48:39	特記事項のところでですねこれが申請側に従った内容をご説明していただければなと思ってるんですけども。
0:48:53	よろしいでしょうか。
0:48:57	四国電力澤でございますすみませんちょっとこちらの質問の理解を突いてあるかもしれないですけどもが移動2Aと記載されております衛藤。
0:49:08	記載要領の、
0:49:10	はい。
0:49:14	来べき第2の、2章のところに記載されている内容を、
0:49:21	ちょっと、
0:49:25	先ほど同じ数なんですけども、ガイドの従前のその他特記事項において、
0:49:31	というところ、この箇所はわかりますか。

0:49:35	はい。先ほどと同じ、規則等に規定する技術上の基準への変更への対応 というのを記載していただく必要がありますので、
0:49:44	その部分を、
0:49:47	と、
0:49:50	ガイドの意匠の安全積極安全輸送に関する特記事項、
0:49:56	この部分に記載していただくという。
0:50:01	ことを、必要がありますということを申し上げてるんですけども。
0:50:07	四国電力の曾我です。趣旨理解いたしました。
0:50:11	ちょっとこちらの点でちょっと1点確認させていただきたいんですがこ ちらは岩盤規則等で技術上の基準の、
0:50:23	変更がなされた場合に、当社がどういう対応をとるか、ということ、 2章、
0:50:30	2Aと記載をするということだと理解いたしました。今回、前回お話し した通り、設計の予定されている期間まで、設計承認、
0:50:44	有効期間を経ますので、要はその期間、きちんと適切に事業者として、 こういう形で、きちんと技術基準にキャッチアップするような形で、
0:50:57	適宜、チェックして、その必要があれば申請しますと、そういった内容 のことを書いていただく必要があるのかなというふうに考えておりま す。
0:51:09	四国電力側です承知いたしました。で、
0:51:14	これは毛利側でそういったバックフィット等というのは、特になくても 事業者側が判断をして衛藤合わせにいくということ、
0:51:25	ここでは、書かせていただくということでしょうか。そうです。
0:51:36	よろしいですか。
0:51:41	うん。
0:51:42	はい、衛藤四国電力側ですはい。
0:51:46	趣旨は理解いたしますちょっと検討させていただきたいと思います。あ とちょっと三つぐらいあるんですけど、18ページなんですけど。
0:51:57	18ページのBの保守状況。
0:52:00	こちらのところでですね、貯蔵中の輸送容器の健全性の維持について は、貯蔵期間中、検査かっこ貯蔵機能維持確認検査により確認すると書 いてあるんですけども。
0:52:13	ここがまず輸送の話なので、これ輸送機能維持確認検査により確認する と。
0:52:20	いうふうに書いていただいて、

0:52:22	その中で、
0:52:24	貯蔵機能の検査をリュ
0:52:29	活用して、こういった中身を確認しますというような形で書いていた だくべきじゃないかなと考えてるんですけども。
0:52:39	あくまでもこの中で確認する、その行為は、輸送の話ですので、
0:52:45	そこの部分がいきなり貯蔵の話が持ってこれるところ主体主体性がどっ ちかってのがちょっとよくわかりにくくなりますので、
0:52:53	その辺の整理をしていただければと考えてるんですけども。
0:53:00	四国電力の曾我でございます。はいご指摘の趣旨は承知をいたしました もの、輸送容器としての保守としてこちらでは書かせていただいて、
0:53:13	出るのを、それが貯蔵機能維持確認検査の記録を見るということで先ほ どの、
0:53:20	貯蔵期間中検査の輸送機の時検査も同等の検討を行うんですけども、 それを頭よ。
0:53:28	総合期間中検査の輸送機能維持検査を経営した上で、保守としては、そ ちらを、
0:53:35	8大崎の維持確認検査を確認しに行く。
0:53:39	廃棄ではないかという趣旨かと理解しましたので、ちょっとそれで、こ の保守のところに、
0:53:48	今の記載からのしっかり、森中。
0:53:52	移行できるかというところをちょっと確認した上では、検討させていた だきたいと思います
0:53:56	あと、19ページの下のB-13のその他っていうのがあるんですけど も。
0:54:01	貯蔵乾式貯蔵施設の貯蔵中の定期自主検査、
0:54:06	これ施設の中での貯蔵中の低技術検査だと思うんですが、これが、
0:54:11	施設側ではなくて輸送側がやるということになるんですかね。
0:54:19	四国電力の曾我でございます藤。
0:54:23	今のご質問は、この
0:54:25	その他に書いてあるちょうど乾式貯蔵施設で貯蔵中の定期自主検査とい うのが、
0:54:33	輸送機の容器としての検査かどうかという理解でよろしいんでしょう か。そうで貯蔵容器としての検査では、施設側だというような、
0:54:42	理解もあるのかな考え方もあるのかなと思うんです。これあくまでも輸 送側でやる。

0:54:51	輸送容器として、
0:54:53	施設の中での貯蔵中の輸送貯蔵中の輸送容器っていうのは、予想ができるっていうことになるんですかね。
0:55:01	はい。四国電力の曾我でございますはいこちら立証で書かせていただいているのはすべて輸送容器としての確認でございますので、一方で、貯蔵期間中輸送容器が、
0:55:14	貯蔵状態で置かれているってのはあるんですけどもその状態でも、湯他の輸送容器同様、年1回以上は、定期自主検査として輸送容器としての、
0:55:25	観点で、異常がないかというところを確認するものとしてこちらその他には書かせていただきました。はい。
0:55:33	あと、ちょっと最初にこれが最後だと思うんですけど、21ページと22ページなんですけど。
0:55:42	21ページのところに、
0:55:44	主要済み燃料を装荷したことのある輸送容器の底記述検査というのがあって、22ページの下の方にもbで使用済み燃料を装荷したことがある輸送力の定期技術検査とあるんですけど、
0:55:55	この違いはどういった、この二つ同じような項目があるんですけど、この二つ並べて、別々に書いてあるのは、どういった趣旨で、
0:56:05	やってるのかちょっと教えていただければなと思うんですが。
0:56:10	愛荘電力の側でございますこちらはそういったそっかによる熱的な影響とかそういった装荷の履歴が残っているかどうかによって、
0:56:20	応じて、
0:56:21	使い分けているということで基本的に装荷したことがなければですね工場出荷状態から、
0:56:31	中に不活性活動を入れたままから、
0:56:34	か。
0:56:35	そういった長期的な、
0:56:38	腐食等ないような状態で、
0:56:40	枯れているというところで、こういったようにも外観、
0:56:44	だけを使ったことなければ、言っておけばいい。一方で1回でも使うHead今、すいませんご質問したら、両方とも使ったことがある要求の話が書いてあるんですけども。
0:56:55	21ページもそう書いたことがあるんで、22ページのBの方は、これは装荷したことのある輸送容器。

0:57:02	ですよね。
0:57:04	関谷委員。
0:57:09	あ、えっとですね少々お待ちくださいちょっと確認させていただきます。
0:57:21	ように、
0:57:25	審査書。
0:57:32	読み書き
0:57:34	私は四国電力の曾我でございますお待たせいたしましたえっとですね 21 ページのものは保管、いわゆる補完措置を行っていない容器、
0:57:45	使用したことがあるバー位でして、22 ページにつきましては保管中の輸送容器の定期自主検査ということですので
0:57:55	これまでのように、保管中と他の措置をしてない。容器ここも置いてあるんだから、1 年間、
0:58:03	2 年に 1 月に 1 回ということで、長期間、
0:58:06	まあんなわけでなんか補完状態のような気もするんですけど。
0:58:10	その保管中というのとこの保管中じゃないっていうのは、何がどう違うんでしょうか。
0:58:18	なぜこう深津清が違うんだ、どうのこうのって書いてあるので何かその辺の違いかなっていう気もするんですけど、その辺は、実は同じですということもあるのか、ちょっとよくわからないんですが。
0:58:32	四国電力の諏訪でございます。そうですね大きな違いとしては先ほどおっしゃっていただいたように、そういった不活性が数をしてしっかり腐食の防止措置を講じた上で、互換する場合と、
0:58:44	いうことと、そうでない場合の、
0:58:49	容器、
0:58:51	項目が変わってくるという、これまでの輸送容器と同様かと理解しております。
0:58:58	そういう、ちょっと単純な質問なんだけどそういう不活性ガスとかその腐食、
0:59:04	防食措置をし不足防止措置をしていない状態で 1 年以上、置いているような容器っていうのも結構あるということですがそういう項目があるということ自体、
0:59:16	1 レーンを超えるようなものであれば何かそういう措置をしそうな気もするんですが。

0:59:24	ちょっと実態がどうなのかっていうのがよくわからないんで、なんかそういうことかという話であればそういうことがあるということなんでしょうか。
0:59:39	新関心ですけども、シンプルにいくと。
0:59:43	同じタイトルをつけてるもので中身が違う理由は何ですかっていう。
0:59:48	うん。
0:59:49	おんなじタイトルじゃないですか。
0:59:51	(2) のタイトルも B の改革も、
0:59:54	全く同じタイトルがついてるにもかかわらず、中身が違うっていうことです。
1:00:02	なぜ、そういう意味では、(1) (2) (3) の並びのタイトルとして(2) のタイトルが妥当なのか。
1:00:09	それを妥当とした時に、
1:00:11	(3) の会中に入っている A B - B に書いてあるタイトル等、(2) のタイプが全く同じで、妥当なのかっていうのがよくわからないんで。
1:00:23	何でこうなってるんですかっていうのが、ヒガシの質問の趣旨だと思うんですけど、その中で、こちらが推測として不活性化数の違いをここで表したいのかっていう。
1:00:35	質問してる形に上がってるんですけど。
1:00:39	はい四国電力のソガワですはい括弧 2 のところは特に
1:00:47	実態として深津中身を腐食のあるような状態で置いとくかっていうと、
1:00:53	施設管理の観点で、適切な処置は行われるものと思いますが(2) ではそういった補完措置をしていない容器に対して、
1:01:03	1 年に 1 回以上やる検査を書いておりますんでは規制庁ですけども、この取り扱いについて、思いますとかっていう何か推測で交わされるとちょっと困るんですけども、事実関係を明らかにしていただけますか。
1:01:22	四国電力の曾我でございます。ちょっとこちらですね実態とか、もう一度確認整理してですね、
1:01:30	またご説明したいと思いますし、実態を合わせない人が今日、これやれて言わなかったからかもしれないですけど、別の部分を一つ、
1:01:47	今今日出席されてる方の中にこの実態を把握してる人がいないというふうに理解すればいいですか。
1:01:59	すみません四国電力の宮崎です。そのようなことになろうかと思ってもう少しすみませんちょっと整理を、事実関係の整理をさしていただきました

	<p>と思います。申し訳ない。書類を書いた作った人がいないということです。</p>
1:02:18	<p>四国電力側でございます先ほど実態というのはですね間瀬、これまで使用している、構内輸送容器とかですねそういったものを、こちら据え、</p>
1:02:29	<p>申請書上はそういった補完措置を、工事、</p>
1:02:34	<p>越智香月土門がしないようにした方がよろしいんじゃないですか。後で該当するように思いませんけれども、ただ書類について説明ができないっていうのは、この書類じゃどうなってるんですかっていう疑念に繋がるので、気をつけてください。</p>
1:02:53	<p>はい。四国電力側ですはい。また回答させていただきますがこちらの、</p>
1:03:00	<p>申請書は、はい。</p>
1:03:03	<p>我々、</p>
1:03:05	<p>書かせていただいておりますけれども、そういった(2)っていうのは、あくまで補完措置を、こういうけれども質問をもう一度しますね。</p>
1:03:15	<p>保管中というふうに書いてあるものと、保管中でないものとの違いは、この申請書上でどう読めばよろしいですか。</p>
1:03:25	<p>四国電力の澤でございます。保管中については22ページの(3)の中に書いてあります通り内部に不活性ガスを充填する等の腐食措置をすることでですね、養生を行う。こういったことが俯瞰措置。</p>
1:03:40	<p>に当たりますそれを行うものについては、この22ページ記載の、装荷したことない容器が外観仕様とあるんですけれども、中というふうになってないのは、</p>
1:03:52	<p>養生はしないでしょうし、使って額も入れないということでよろしいですか。</p>
1:04:00	<p>はいそういうことになるとと思いますので、この通りきちんと運用されるといふふうに理解すればよろしいですか。</p>
1:04:12	<p>運用これからになりますけれどもはいこちら3通り運用してもらって困るんですけれども、運用これからっていうのは、ちょっと話が違いませんか。</p>
1:04:23	<p>四国電力課主査の佐野さんのおっしゃるのは弊社が、そういった不活性ガスを使ってるキャスクを使ってるのかっていうご質問ですか。</p>
1:04:32	<p>いやそうじゃなくてですね、お話をさせていただきましたが、ここに書かせていただきます。ただ、深瀬ガスを使ったキャスクっていう、合わせますと充填したキャスクっていうのは、</p>
1:04:47	<p>ちょっと弊社は、</p>

1:04:49	12ヶ所すいません私の記憶は、詰めてないんでわかんないですけど、私の知ってる限りでは、最近はそのようなことはないと思ってますんで、ちょっとそこは事実確認させていただきたいと思ってます。
1:05:02	すいませんがよろしくお願いします。
1:05:04	もう一つ加えて言いますと、この保管中、両方とも要は技術検査を1年に1回以上実施するというのは結構ちょ、1年以上。
1:05:14	そういう状態にあるということかと思うので、保管中の、そういうもの保管中じゃないそういうもの。
1:05:21	なぜそういう運用があるのかっていう考え方を教えていただければなと思います。その保管中にしないで、その1年を超えるような形で置くのは何らかの理由があるからそういう形で置かれてると思うので、
1:05:35	ちょっとその辺の運用んかの考え方、この項目がこの二つあることの、
1:05:42	理由になるかと思えますけども、ちょっとその辺のことを
1:05:47	今度でもいいかと思うんですけども、ちょっと教えていただければなと思っておりますのでよろしくお願いします。
1:05:54	はい。四国電力諏訪です。赤木承知いたしました。多分
1:06:01	こういった場合ってのは例えばですけども、帰ってきてから預金になったものをまた、
1:06:07	そ。
1:06:09	間があかずに再利用するという可能性もありますのでそういう場合は補完措置をせずに再利用するっていう。河津1年に1回以上というのがあるわけなので、
1:06:19	そうすると、1年以上そういう状態にあるというのは何か、なぜそれを他の状態にしないのかなとか、いうちょっと思ってしまうのでちょっと整理してご回答いただければ。
1:06:29	よろしいかと思うので、ちょっと一旦整理して、
1:06:33	回答をお願いできればと思います。
1:06:38	はい。四国電力側で承知いたしました整理の内容としましてはまずこういった、保管中あるなしっていう、
1:06:46	それぞれに応じてそもそもこのタイトルが一緒になってるのが、
1:06:51	妥当なのかとか、そういった、
1:06:54	通す、補完措置を講じずに再利用する場合は、
1:06:58	やっぱり大変会場の検査を行った上で使う場合があるかというような、使い方に応じた記載になってるかということ、書き分けてる理由ですよ。書き分けてる議員。

1:07:10	はい。はい。四国電力様で承知いたしました。
1:07:17	はい。
1:07:27	夢として、
1:07:30	審査中で4名を、
1:07:33	加工。いや、変更だから書いてないと思ってたっていうことは、もう。
1:07:38	もう印象で書くっていうんだったら、それ書いてもらってということですよ。結局、はい。
1:07:47	国井と甲斐としても、
1:07:49	イシイですけど1点確認なんですけど、11ページ開けますが、
1:07:59	はいお願いいたします。これ、一応期間中検査に、貯蔵期間中検査、括弧輸送機の何とか検査を1年に1回以上確保。車
1:08:10	車検性能検査、検査地域の10年に1回以上実施するって書いてあるのは、
1:08:16	ここで言う、の状況ですかね、農業本省の中身ちゅ知恵、
1:08:30	4兆に書かれているものについて、3年生の検査特別検査を、は10年に1回だけど、その他は、
1:08:40	1年に1回以上やっていきたいってことですか。
1:08:46	四国電力側です。はい。そのご理解で結構です。
1:08:52	ただし書きにするのか。
1:08:56	にしてもらいたいんですけど、何か。
1:09:00	秋田谷加古。
1:09:04	輸送機能維持確認検査っていうのは、遮へい性能検査及び熱検査も含むんですよね。
1:09:14	おまけにまだそこへ常に1回入りますって言うてるから、何か。
1:09:18	ここは10年に1回でって書くんだったら、ちゃんとそういうふうを書くのか。
1:09:23	この検査のこの検査のこの検査は1年に1回以上やってこの検査のこの検査の検査は10年に1回です。
1:09:31	かけない理由は何かありますか。
1:09:35	四国電力の曾田でございます。すいませんちょっと検討、記載の限りが、
1:09:42	正しくなかったのかなということで特に記載できない理由等ございませんのでこの表のヘディング表の中で、
1:09:52	2回するものと10年に1回するものを検査項目を明確に書き分けるという方向で、修正させていただきたいと思います。

1:10:03	10年に1回、
1:10:05	1回、
1:10:10	ただ単にこればかり聞いたわけですよ。
1:10:14	だから、そうか。僕は終わろうかなと思いました。違うっていうことがあれば、それをあれしなきゃいけないんですけども、そうだっていうんで、これ学会友人を学会標準持ってきましたってどっか。
1:10:30	書いてあったようにしましたけどね、ここにも感じてもいいですよ、学会標準本当そのものですねこの表からね。うん。だったらこの検査については学会標準にならない、何とかかんとか違ったら、
1:10:43	もらっといた方が、我々もその学会標準属してない。
1:10:48	社内でも別に変えてもいいでしょう。それはそうなんですか。
1:10:52	見習いぐらいだね。それは向こうが角田自由ですよ。
1:10:57	でも、そこよりの小西秋谷君だと思います。はい。
1:11:01	規制庁の石井ですけど今の表って学会標準から持ってきてるという理解をすればいいですか。
1:11:10	はい。四国電力側ですはいその通りでございます。ありがとうございます。
1:11:17	他何かありますか。
1:11:21	結局バックアップ。
1:11:26	国会でもらっていいですか。仲條。
1:11:31	変わってもいい。
1:11:37	規制庁石井ですけど、これも来てるんであればそれをどこかに明記しておいていただきたいと思うんですが、対応可能ですか。
1:11:51	はい。四国電力側です。はい。承知いたしました記載を追加させて。
1:11:58	規制庁吉井です。よろしく申し上げます。
1:12:00	そうすると、
1:12:05	取り扱いの伴さんの件は、今後、皆でやっていく形だと思って、対応検討してできるだけ回答いただきたいなと思ってたんですけど。
1:12:18	審査会合用資料ってどのぐらいめんどで修正可能ですか。
1:12:30	あ、すいません、四国電力、ミヤザキ少々お待ちください。
1:12:35	はい。
1:12:40	は、
1:12:42	委員長。
1:12:44	だから、意味が伝わって違う。

1:13:03	あ、すみません四国電力宮崎ですお待たせいたしました弊社としましてですねわからない様の確認といたしまして、火曜の午前中ぐらいまでには準備をさしていただこうかと思うんですけれども。
1:13:17	規制庁のですねご都合とかはいかがでしょうか。石井ですけれども、
1:13:25	火曜日の午前に出していただけるのであれば、それで、
1:13:29	いいですか。
1:13:31	安井委員。わかりました。火曜日の午前中、25日の午前中目ですね、提出させていただこうと思いますよろしく申し上げます。それでは、規制庁イシイですけど中身で、すぐにヒアリング必要であれば、ちょっとこちらからまた経営しますけど。
1:13:50	藤衛藤お答えしなかったんですけど審査会法7日に変更になりそうな、なりますので、
1:13:58	ただ、審査会合資料は、今回は管理課とか審議会を、
1:14:04	私的なところから来てるので、
1:14:07	きちんと確認して、もうこれで最後にしろというふうには言われてるので、
1:14:13	適切に修正してもらえればと思いますが、対応の方よろしく申し上げます。わからないことがあれば聞いてもらった方がいいと思いますので、よろしく申し上げます。
1:14:23	試行年度課長です。了解しました。よろしくお願いいいたします。
1:14:32	議長。
1:14:34	規制庁の真下です。これで、本日のメーターは思います。うん。すみません。
1:14:42	四国電力の澤でございます先ほど、とろショウユフのですね照射量のお話ございましたけれども、各部材のですね照射量のところに、
1:14:55	ちょっと貯蔵中の値でっていうのはちょっとはっきり書いてないかもしれませんが調査量、貯蔵期間中に受ける照射量と、それに対して文献をもとに、
1:15:06	確認されてる照射量等を記載して
1:15:12	問題ないということは、記載しております。主に労働省労働省のやつで消費者が書かれてることはわかってるんですけど、そこに書かれてる商社のエビデンスっていうのはどっかで書いてますかって質問だったんです。
1:15:28	そのあたりについては
1:15:31	例えばあれですかね貯蔵期間中に、

1:15:35	受ける辺りのことですかそういった、どういう条件の、
1:15:39	値かと言って気が。
1:15:41	そうですね、
1:15:43	ですが今回の預金の
1:15:48	ちょうど期間中の照射量と、
1:15:51	の方ですよ。そうですね。そこで、6章の件、6章のLで書かれている照射量を、
1:16:01	そこだけで書かれてるんですけど、その消費者のエビデンスになるようなものっていうのは申請書の中とかでは書かれてるんですけど。
1:16:12	四国電力十河でございます今貯蔵設計貯蔵期間中における評価ということで、そういったつもりで書いてるんですけどもちょっと
1:16:21	説明が足りてないと思いますので
1:16:23	そういう意味では、
1:16:25	不足しているかなと思います。
1:16:28	K J cです。わかりました。
1:16:31	いいですか。
1:16:32	1桁ぐらい大きい。
1:16:36	あ、あと、吊り上げ回数の200回につきましてちょっと前回でもお話あったかもしれませんが使用容器の予定回数と同じ10回の輸送っていうのに、
1:16:47	加えて1回当たり20回、
1:16:50	するということでかけて200回ということで野呂SHOE Iのつり上げ装置のですね説明のところに記載させていただいております。こちらについては以前コメントをいただきましたようにですね、
1:17:02	そういった貯蔵時の取り扱いを含めた回数であるというふうなですね考え方の記載が今、欠けておりませんのでそちらは補正の際で明確にさせていただきたいと思います。規制庁の石井ですけど、20回っていうのは、収納する時から情報施設に運んで、
1:17:20	また、トラックに移って、再処理施設に管運んで取り出すときまでもきちんと考慮した上で20回ですか。
1:17:30	はい。四国電力側ですはいその趣旨で20回にしております。
1:17:35	規制庁サンゴですけれども、その回数の中にはメンテナンスも含んでいると考えてよろしいでしょうか。
1:17:44	メンテナンスの際の取り扱いも含んでいるというふうな考えてよろしいでしょうか。

1:17:56	すいません少々お待ちください。
1:17:59	はい。
1:18:04	いや、本当だったら、
1:18:08	実際は、高良委員。
1:18:10	四国電力側でございましてちょうど期貯蔵期間中はですねずっと貯蔵状態で静止しておりますてつり上げる機械等はございませんで、例えばトラニオンの点検についても外観で確認すると。
1:18:25	いうものでございますので、特段、
1:18:29	つり上げる。
1:18:32	この予定はないということで次回ですけれども、いや設計貯蔵期間内に10回輸送する。
1:18:41	でしたっけ。
1:18:44	その前後で取り扱いとかそういうのは一切ないんですか。
1:18:50	メンテナンス業の取り扱いとかってというのは、
1:19:00	貯蔵期間内での経年変化もそうですし、輸送時を使うので輸送時間内での経年変化もそうであって、ちょうど時間内の方が負荷が多ければそれを取ればいいんですけども輸送、
1:19:12	介護とか輸送機関の負荷が多ければこちらを取らないと。
1:19:16	いけないんじゃないかと思うんですけどいかがですか。
1:19:27	あと20回の考え方はまた説明させて決まったの整理して説明いたします。
1:19:33	はい。
1:19:37	じゃあ、今泉理事。
1:19:40	それと、規制庁の真下です。四国電力の方から、規制庁から一応以上なんですけども、四国電力の方から何か、まだ成果であったりします。
1:19:57	あ、すいません四国電力宮崎です弊社の方からご確認事項等はございません。ありがとうございます。わかりました。
1:20:06	いやこれで本日の面談を終了させていただきます。
1:20:12	遅い時間までありがとうございました。
1:20:15	こちらこそありがとうございました。ありがとうございました。